大阪紡績労働組合規則

第一章　総則

第一条　本組合ヲ大阪紡績労働組合ト称ス

第二条　本組合ハ大阪地方ニ於テル紡績工業ニ従事スル男女労働者ヲ以テ組織ス

第三条　本組合ハ本部ヲ大阪市外豊崎町北長柄百番地ニ支部ヲ必要ナル各所ニ置ク

組合員ニ非ザル者ニシテ地方ニ支部ヲ置ク事ヲ得

第二章　目的及事業

第四条　本組合ハ本組合ノ綱領ヲ基本トシ本組合ノ主張ヲ実現スルニ

目的ヲ

第五条　本組合ハ前条ノ目的ヲ達スル為メ左ノ事業ヲ営ム

一、会計部ニ於テ、会計ニ関スル事

二、教育部ニ於テ、教育ニ関スル事

三、記録出版部